

令和5年第10回（10月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年10月26日（木） 午後2時45分開会
午後3時30分閉会

2 開催場所 市民会館3階中ホール

3 出席者

教育長	御園 朋夫	教育長職務代理者	多田 正行
委員	中村 伸子	委員	高野 隆晃
委員	若林 洋子		

4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 (教育総務課長)	高浦 正充
学校教育課長	前沢 幸雄	生涯学習課長	島田 宏之
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	市民会館長	大田 知司
学校教育課副参事	吉田 広乃	教育総務課副参事	中山 義也
教育総務課総務庶務班長	君塚 和枝		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市立小学校及び中学校プール管理規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第2号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

7 議事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和5年第9回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

全員一致で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

若林洋子委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

(教育長)

神納フレンズ市長表敬訪問(9月28日)、根形中学校教育長訪問(9月29日)、袖ヶ浦キッズスポーツフェスタ(10月9日)に出席しました。

(教育部長)

--- 報告なし ---

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市立小学校及び中学校プール管理規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育長)

議案第1号について事務局に説明を求めます。

(教育総務課副参事)

袖ヶ浦市立小学校及び中学校プール管理規程の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2項の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を

求めます。提案理由は、袖ヶ浦市立昭和中学校のプール解体に伴い、規程の一部を改正しようとするものです。

今後生徒数の増加が見込まれる昭和中学校については、令和8年4月の共用開始に向けて増築する計画ですが、その建築場所を確保するため、使用できなくなったプールを解体したことに伴い、プール管理規程の一部を改正するものです。

今回、10月3日付で昭和中学校プール解体工事が完了した為、第2条の表中から袖ヶ浦市立昭和中学校プールを削除するものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

蔵波中学校や長浦中学校、中川小学校も使用してなかったと思いますが、他の学校の未使用プールについてはどう考えていますか。

(教育部次長 (教育総務課長))

今現在のところ取り壊す計画はなく、現状維持を考えております。
火災時には防火水槽として活用します。

(高野委員)

昭和中学校のプールを解体することにより防火水槽はどう考えていますか。

(教育部次長 (教育総務課長))

昭和中学校は井戸があり、消防署も近いので問題はないと考えております。

(多田委員)

授業での水泳はもう実施していないのですか。

(スポーツ推進課長)

小学校6年間で徹底した水泳指導を行い、中学校は座学で対応しています。

(多田委員)

防災に関する意見になりますが、浮く技術だけでも子ども達に身に付けてもらいたいと思います。全くエネルギーを使わない護身術としての泳法がありますが、それを知っていれば、万が一、海や水の中に落ちても助かります。防波堤での死亡事故がありますが、泳法を身に付けていれば助かったのではないかと思われるケースも多くあります。浮くだけの技術も教えていると思いますが、いかがでしょうか。

(スポーツ推進課長)

どこの小学校でも10時間は水泳指導を行っており、最終的な目標としては、ク

ロールで25mを泳げるように長年取り組んでいます。夏休み前の最後の水泳授業の際は、着衣水泳等で安全教育を行っております。

(高野委員)

中学校の座学とは、どういったことを行っていますか。

(スポーツ推進課長)

2年生の保健では、泳法ではなく防災安全指導・水難防止として、川の流れや強弱などの知識を学んでおります。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第2号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長)

議案第2号について事務局に説明を求めます。

(市民会館長)

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、公民館及び市民会館の施設管理に関する部分を市長部局へ移管するとともに、引き続き、社会教育法に基づく公民館の機能を維持しながら事業を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

第1条は、施設管理が地方自治法の規定に基づく交流センターに移管となる関係で、同項により規定されている市民会館に関する条項を削除します。市民会館の名称は社会教育法の規定により定められないことから削除するものとします。

第2条の1は、公民館を設置することについて規定し、地方自治法に基づく市民会館の部分を削除しております。今後、市民会館は市民会館という名称の昭和地区の公民館という名称で規定します。社会教育法の第20条中記載の表現と同様、生活文化の向上を生活文化の振興、福祉を社会福祉に改めています。

第2条の2は、平川公民館の富岡分館を設置することを規定する条文となり、第3条に繰り下げております。富岡分館の設置の際に条例改正を行い、追加した条文になります。

第3条は、公民館施設の管理規定のうち、施設管理が交流センターに移管となるため、改正後の第4条第2項に移り、公民館事業を教育委員会が管理し、執行することを規定しております。

第4条は、公民館に館長を置くことについて規定し、その他の職員を置くことができることと規定しており、現行の第4条は第5条に繰り下げ、第6条は、社会教育法第29条第1項の規定により、公民館運営審議会を置くことについて規定します。見直しにより、第5条から第6条に繰り下げとなります。

現行第6条を、公民館事業の実施規定のみについての規定に改め、改正後は第6条から第4条第1項へ繰り上げております。

現行第7条から第19条までは、施設管理に関する事項が続きます。施設の使用許可や使用料規定等は交流センターに関することになるため、削除となります。

第20条の委任については、繰り上げて第7条となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

先月の協議会で配布された資料と変更になったのは、どの部分になりますか。今後、議案の文言や内容が変更になることがあれば、ここでは議決を得られないのではないかと思います。

(市民会館長)

先月の資料と比較して、市民会館に関わる文言が変更になっております。内容については、一部変更になる可能性があります。11月15日に議会全員協議会があり、その前までには内容が確定する予定です。

(教育長)

高野委員のご意見の通り、文言を変えた場合には再度臨時会を開催しなければならないと考えております。

(市民会館長)

今回、定例会に付議するにあたり、事務をかなり急いでいたのですが、まだ最終的な決定が得られずに今回は説明させていただいております。

(教育長)

文言等に変更があった場合には臨時会を開催し、再度皆様に議決をいただくという形よろしいでしょうか。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

この場では議決ですが、文面等に変更があった場合には改めて臨時定例会を開催することとします。

以上